

# 第2章

## 就業支援に関する 施策等

# 第1節 母子家庭の母の就業支援に関する施策

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正に基づき、国として母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定した（平成15年3月策定、平成16年2月一部改正）。これを受け、都道府県等においても母子及び寡婦自立促進計画を策定しているところである（平成15年度は9地方公共団体が策定）。これらに基づき、平成15（2003）年度においては、以下のような具体策を展開している。

## 1 就業相談・就職支援

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業支援は極めて重要である。全国の公共職業安定所を通じて、年間5万人弱の母子家庭の母が就職しているが、これに加えて、平成15（2003）年度からは、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子自立支援員の大幅増員、地域の拠点としての母子家庭等就業・自立支援センターの設置・活用などを進めているところである。

### （1）母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、従来から都道府県に配置されていた母子相談員について、平成15（2003）年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市及び福祉事務所設置町村にまで拡大され、業務についても職業能力の開発の向上と求職活動に関する支援が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

さらに、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師として招くなどして、その資質の向上を図るとともに、会議等を通じて適切な配置について依頼を行った。これにより、全国における母子自立支援員の配置は、平成14（2002）年度には1,210名であったものが平成15（2003）年度には1,300名と大幅に増加したところである（図表2-1-1）。

図表2-1-1 母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成13年度	367名	835名	1,202名
平成14年度	368名	842名	1,210名
平成15年度	436名	864名	1,300名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 各年度3月末現在。平成15（2003）年度については、平成15（2003）年12月末現在。

## (2) 母子家庭等就業・自立支援センター

### ①概要

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母に対する就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するため、平成15（2003）年度より新たに創設された事業である。

実施主体は地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）であり、国と地方公共団体が2分の1ずつ費用を負担している。

また、本事業は、母子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができるようされている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況は次のとおりである（図表2-1-2）。

図表2-1-2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	合計(95)
実施自治体数	39か所	8か所	11か所	58か所
実施割合	83.0%	61.5%	31.4%	61.1%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成16（2004）年1月現在のものである。

### ②就業相談、就業促進活動

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成、事業を経営するまでの問題等について適切な助言を行うとともに、求人情報等を提供している。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業の母子家庭の母に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。

就業相談の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-3）。

図表2-1-3 就業相談の実施状況

相談件数	相談延べ人数	就業実績（延べ数）		
		総 数	内訳	
			常勤	非常勤・パート
9,435件	8,395人	765人	216人	535人
				14人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成15（2003）年4月から12月までの実績である。